

【賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書】

契約者及び連帯保証人(以下「お客様」という。)と締結する賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という)の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読の上、ご契約くださいますようお願い致します。なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。ご契約内容の詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

1. 保証会社の商号又は名称、住所、連絡先、相談窓口の名称

商号又は名称	株式会社アルファ
本社住所	鹿児島県鹿児島市照国町15-15
本社連絡先	TEL:099-223-7300
登録番号	国土交通大臣(2)第32号 登録年月日:2018年2月1日
相談窓口	鹿児島県鹿児島市照国町15-15 お客様相談窓口 TEL:099-216-3030 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く9:00~17:00

2. 本契約により賃貸人に保証される範囲及び内容

保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」という。)における家賃(賃料)、共益費・管理費、駐車場料金、水道料、町会費、退去時の精算金など本契約書第4条記載の内容となります。
-------	---

3. 弁済に係る求償権行使について

求償権行使	賃料支払約定日を過ぎても賃料等をご入金なされない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を立替払い(以下「代位弁済」という。)いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。
費用	代位弁済1回につき保証事務手数料として2,200円(税込)、住居用(公営)の場合は550円(税込)を加算してお支払いいただくこととなります。

4. 保証委託料、保証期間及び更新に関する事項

保証委託料	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約のプランに従って、表面記載の初回保証委託料及び年間保証委託料または月額保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。 ●年間保証委託料は、本契約書に記載された保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただきます。 ●月額保証委託料は、本契約書に記載された保証開始日から保証期間中、毎月お支払いいただきます。 ●ご契約後、保証会社が受領した初回及び年間保証委託料または月額保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。
保証期間及び更新	<p>入居日(本契約書の保証開始日)から退去明渡し日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間についても本契約に基づき保証致します。</p> <p>保証会社は、原契約が借地借家法に規定する定期建物賃貸借である場合についても本契約に基づきお客様の退去明渡し日まで保証いたします。</p>

5. 本契約の解除について

本契約の中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但しお客様が賃貸人の書面による承諾を得て、保証会社に本契約の解除の申し出を行った場合は本契約を解除することができます。
本契約の解除	<p>保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当したときは、賃貸人に対する何らの通知、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①原契約又は、本契約の各条項に違反したとき。 ②暴力団・過激派・テロ組織・もしくはこれに類する組織(以下「反社会的集団」という。)に属しあるいは関係者であることが判明したとき。 ③本物件、共用部分、付属設備等に反社会的集団の組織、名称、活動等に関する物を提示、又は搬入したとき。 ④反社会的集団に属しあるいは関係者を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。 ⑤お客様又はその関係者が本物件、共有部分、その他本物件の近隣において反社会的集団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。 ⑥本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の真実を告げ、保証会社が誤認して契約が締結されたとき。